

(3) 集落営農

図5 農産物等の生産・販売の活動別集落営農数（複数回答）

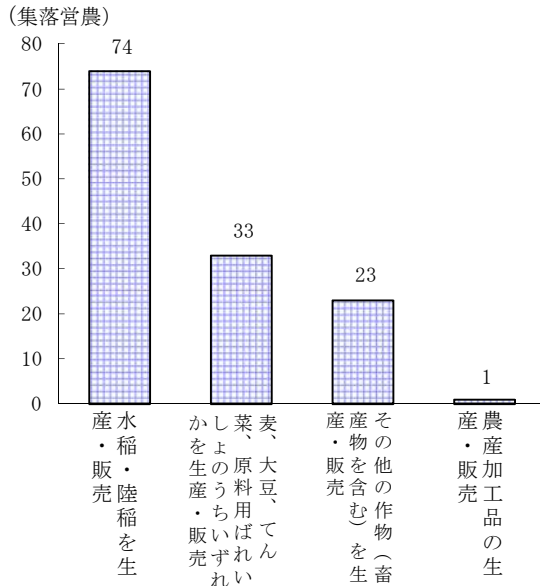
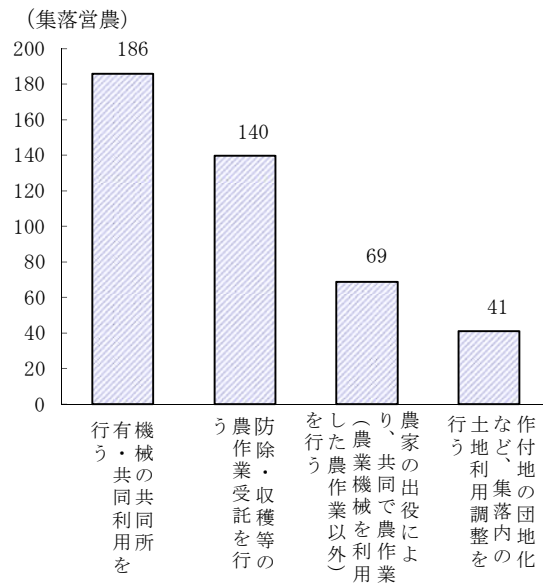


図6 農産物等の生産・販売以外の活動別集落営農数（複数回答）



— 「水稲・陸稲を生産・販売」、「機械の共同所有・利用」が活動の中心 —

平成22年の集落営農数は199集落営農となりました。

集落営農の農産物等の生産・販売活動内容（複数回答）をみると、最も多いのが「水稲・陸稲を生産・販売」の74で集落営農全体の37.2%となっています。

また、農産物等の生産・販売以外の活動内容（複数回答）をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」集落営農が186（集落営農全体の93.5%）と最も多く、次いで「防除・収穫等の農作業受託を行う」が140（集落営農全体の70.4%）の順となっています。

表3 活動内容別集落営農数（複数回答）

「集落営農実態調査」結果

単位：集落営農

区分	計 (実数)	農産物等の生産・販売活動				計 (実数)	農産物等の生産・販売以外の活動			
		水稲・陸稲を生産・販売	麦、大豆、てん菜、原料用ばれい、しよのうちいずれかを生産・販売	その他の作物（畜産物を含む）を生産・販売	農産加工品の生産・販売		機械の共同所有・共同利用を行う	防除・収穫等の農作業受託を行う	農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）を行う	作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う
平. 22	199	74	33	23	1	199	186	140	69	41
計(実数)に占める割合(%)	100.0	37.2	16.6	11.6	0.5	100.0	93.5	70.4	34.7	20.6
(全国)	13 577	6 765	6 368	2 122	242	13 577	10 836	6 774	6 119	8 576

注：集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除きます。）をいいます。

このため、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農とは必ずしも一致しません。